会員倫理綱領

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会

あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師（以下「鍼灸マッサージ師」という。）は、医業の一翼を担い、国民の健康の保持増進と保健衛生の向上に寄与、貢献する聖職である。

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会（以下「当法人」という。）及び会員は、この鍼灸マッサージ師の役割と使命のもと、常に県民の信頼と尊敬を受けられるよう、次の会員倫理の実現に努めるものとする。

第１　鍼灸マッサージ師は、その施術にあたり、適応性に就いて充分且つ厳正な認識をもって、より有効な施術を行い、過誤のないよう努める。

第２　鍼灸マッサージ師は、関係法令を遵守するとともに、本倫理綱領を厳守し、より高い社会的評価を得られるよう努める。

第３　鍼灸マッサージ師は、患者に対し、誠実と博愛の精神をもって接し、その信頼に応えて最も効果的な治療に専念する。

第４　鍼灸マッサージ師は、業務上知り得た患者の秘密は、正当な事由なく他に漏らさない。

第５　鍼灸マッサージ師は、その施術にあたり、宗教、国籍、人種、社会的地位、生活の貧富等による差別は行わない。

第６　鍼灸マッサージ師は、その施術にあたり、消毒を厳重に実施し、いやしくも感染症の媒体とならないよう細心の注意を払い、併せて治療場所、設備等の環境衛生に万全の配慮をなし、清潔で快適な状態を保持する。

第７　鍼灸マッサージ師は、その治療場所等に、保健所発行の「施術所届出済証明書」を掲示するとともに、県民その他関係方面に対し、鍼灸マッサージについての正しい知識を普及啓発する。

第８　鍼灸マッサージ師は、進歩発展する医療に対応して、学理及び技能の研鑽に努め、併せて品性の陶冶に専念する。

第９　鍼灸マッサージ師は、適合する各種健康保険制度に協力し、患者の経費軽減に努める。

第１０　鍼灸マッサージ師は、広告宣伝は適法に行う。

第１１　鍼灸マッサージ師は、患者に対し、事前に施術料金を提示する。

第１２　鍼灸マッサージ師は、相互にその立場を尊重し、共存共栄に努める。

第１３　鍼灸マッサージ師は、患者等を介し、他の鍼灸マッサージ師の治療内容、人格に対する中傷、批判その他、営業権を侵害するような行為をしてはならない。

第１４　鍼灸マッサージ師は、鍼灸マッサージ師に関する組織の必要性を認識し、積極的にこれに参加すると共に、未加入者に対して啓蒙し、入会するよう指導に努める。

第１５　鍼灸マッサージ師は、当法人の組織を重んじ、会員としての品位を保ち、名誉を汚さないよう努める。